

第302号

令和4年(2022年)4月1日

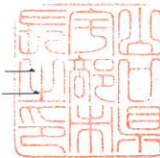
## 一般廃棄物処理業許可証

住所 宇部市大字上宇部2812番地  
事業場所在地 同上

氏名又は名称 株式会社ヒラタ  
代表取締役 新川 勉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により許可を受けた者であることを証する。

宇部市長 篠崎 圭



許可の区分	処 分
事業の範囲	1 事業系一般廃棄物 2 処理困難物（本市処理施設で処理困難な木くず）
事業区域	宇部市全域
許可の有効期限	令和4年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
積替（保管）場所	1 宇部市大字上宇部下吉原2842番1 （面積 400.0㎡）
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに市条例及び要綱、その他関係法令を遵守すること。 2 その他市長の指示に従うこと。
特記事項	一般廃棄物処理施設として、（可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ（木くず、草等））を処理する能力を有する。